

個別施設計画アクションプラン
(行動計画)

令和8年3月 改訂版

焼 津 市

目 次

1	目的と位置づけ	1
2	個別施設計画アクションプラン（行動計画）	2
(1)	モデル事業の行動計画	
②	市立総合病院の再編【重点プラン】	4
(2)	建物・機能の統合・集約等に関する行動計画	
③	図書館の基本方針（機能改善）	6
⑤	地区集会所の再編方針	7
⑥	学校給食センターの再編方針	9
⑱	新庁舎建設に伴うアトレ庁舎・大井川庁舎の再編方針	12
⑲	公立幼稚園の再編方針【重点プラン】	14
㉑	プール施設のあり方に関する方針	17
㉒	旧放課後等デイサービス施設（くれよん）の再編方針	18
㉓	港地域交流センターの再編方針【重点プラン】	19
(3)	維持管理・運営に関する行動計画	
⑤	体育施設の管理運営方針	20
⑪	施設全体の維持管理・運営形態の見直し	22

1 目的と位置づけ

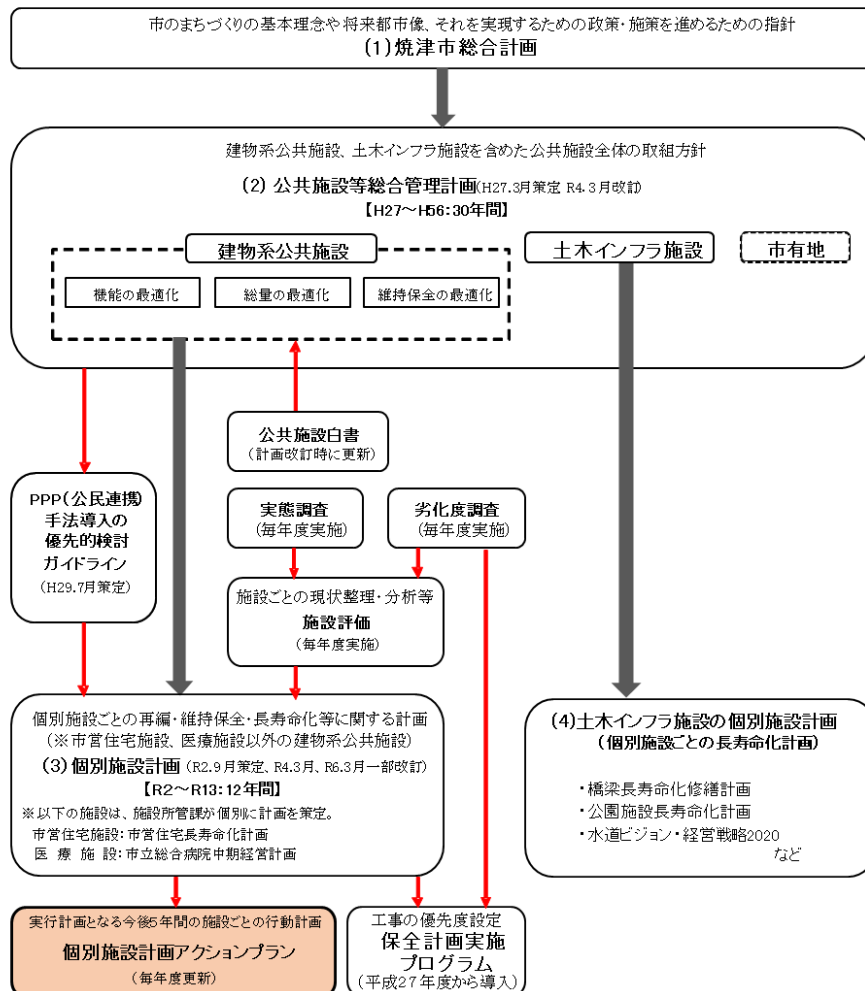
焼津市では、将来にわたり安全、安心で真に必要な公共施設サービスを市民の皆さまに提供していくために、平成 26 年 3 月に「焼津市公共施設マネジメント基本計画」（令和 3 年度「焼津市公共施設等総合管理計画」へ統合）を策定しました。

この計画に基づき、施設の再編に関する中期的な計画として、平成 27 年 3 月に「第 1 期公共施設再編プラン」を策定し、令和 2 年 9 月に、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間（令和 5 年度に「令和 13 年度までの 12 年間」と改訂）を計画期間とする「個別施設計画」として集約・改訂を行いました。

個別施設計画アクションプランは、個別施設計画で掲げる課題解決に向けた具体的な取組みに基づいて実施する個別事業の行動計画を示したもので、毎年度のローリング（見直し）を行い、再編方針（整備方針）、基本構想、基本計画、基本設計までの進捗管理を行います。

なお、個別施設計画アクションプランでは、機能の最適化と総量の最適化を推進するため、特に効果的であると考えられる個別事業を重点プランとして位置づけています。また、新たに整備する施設（延床面積 200 m²以上）も個別施設計画アクションプランに位置づけます。

焼津市の公共施設マネジメントにおける個別施設計画アクションプランの位置づけ



2 個別施設計画アクションプラン（行動計画）

行動計画は、(1)モデル事業の行動計画、(2)建物・機能の統合・集約等に関する行動計画、(3)維持管理・運営に関する行動計画の3つに区分しています。

令和7年度末の行動計画数は39で、うち29の行動計画は再編が完了（または他の行動計画へ移行）しました。

(1) モデル事業の行動計画

行動計画	再編の完了	担当課
① 新庁舎の再編【重点プラン】	○	公有財産課
② 市立総合病院の再編【重点プラン】		新病院建設課
③ 焼津体育館の再編【重点プラン】	○	スポーツ課
④ 和田公民館の再編【重点プラン】	○	スマイルライフ推進課
⑤ 豊田公民館の再編【重点プラン】	○	スマイルライフ推進課

(2) 建物・機能の統合・集約等に関する行動計画

行動計画	再編の完了	担当課
① 保健センターの再編方針【重点プラン】	○	(総括)健康づくり課
② 文化施設のあり方に関する方針【重点プラン】	○	文化振興課
③ 図書館の基本方針(機能改善)		図書課
④ 老朽化した幼稚園の再編方針【重点プラン】	⑱へ移行	保育・幼稚園課
⑤ 地区集会所の再編方針		総務課
⑥ 学校給食センターの再編方針		学校給食課
⑦ 総合グラウンド陸上競技場の改修方針	○	スポーツ課
⑧ 飯淵テニスコートの再編方針	○	スポーツ課
⑨ 放課後児童クラブの再編方針	○	家庭支援課
⑩ 生活支援センターの再編	○	地域福祉課
⑪ 竹工芸作業所の再編方針	○	子育て支援課
⑫ 陶芸センターの再編方針	○	地域包括ケア推進課
⑬ 市営住宅の再編方針	○	建築住宅課
⑭ 道路河川維持事務所の再編方針	○	道路課
⑮ 本町5丁目共同駐車場の再編方針	○	公有財産課
⑯ 児童施設の再編方針	○	子育て支援課
⑰ 水防センター建設に伴う水防倉庫の再編方針	○	河川課
⑱ 新庁舎建設に伴うアトレ庁舎・大井川庁舎の再編方針		(総括)公有財産課
⑲ 公立幼稚園の再編方針【重点プラン】		保育・幼稚園課
⑳ ふれあいギャラリーの再編方針	○	(総括)文化振興課
㉑ プール施設のあり方に関する方針		(総括)スポーツ課
㉒ 旧放課後等デイサービス施設(くれよん)の再編方針	○	障害福祉課
㉓ 港地域交流センターの再編方針【重点プラン】		スマイルライフ推進課

(3) 維持管理・運営に関する行動計画

行動計画	再編の完了	担当課
① 文化施設の管理運営に関する改善方針	○	文化振興課
② 図書館のあり方に関する方針	○	図書課
③ 公民館の管理運営に関する改善方針【重点プラン】	○	スマイルライフ推進課
④ 体育館の維持管理に関する改善方針	○	スポーツ課
⑤ 体育施設の管理運営方針		スポーツ課
⑥ 慈恵園の管理運営に関する改善方針	○	地域包括ケア推進課
⑦ うみえ～る焼津の管理運営に関する改善方針	○	漁港振興課
⑧ ディスカバリーパーク焼津（天文科学館）の運営に関する改善方針	○	文化振興課
⑨ 歴史民俗資料館の運営に関する改善方針	○	文化振興課
⑩ 小泉八雲記念館の運営に関する改善方針	○	文化振興課
⑪ 施設全体の維持管理・運営形態の見直し		(総括) 公有財産課

行動計画の見方

○行動計画

(1) モデル事業の行動計画

機能の複合化・多機能化の効果、あるいは、施設整備にあたっての民間ノウハウの効用の効果など、今後の公共施設マネジメントの実施にあたっての具体的な検証及びその手法の有効性を確認するため、モデル的に実施する施設を位置づけています。

(2) 建物・機能の統合・集約等に関する行動計画

建物の劣化状況や利用状況、収支状況等に課題を有し、その課題解決に向けた取組みが必要となっているため、改修や更新、集約等の検討が必要な施設を位置づけています。

(3) 維持管理・運営に関する行動計画

建物の運営形態や利用状況、収支状況等に課題を有し、維持管理、運営等の見直し（改善）が必要な施設を位置づけています。

○取組内容

課題解決に向けた取組内容を記載しています。

○年次別計画

5年間の計画を記載しています。なお、検討状況や方針策定等に伴い、必要に応じて改定しています。

○検討状況

各年度の検討状況を記載しています。

○再編方針等

施設の再編、改善等に向けた市としての考え方や方向性を記載しています。

② 市立総合病院の再編【重点プラン】

病院事務部 新病院建設課

1 取組内容

医療機関のあり方や方向性等を検討し、「新病院整備基本構想」を平成 28 年度に策定した。この構想を基に基本計画を策定し、この計画に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

	新病院
令和 7 年度	継続取組
令和 8 年度	継続取組
令和 9 年度	継続取組
令和 10 年度	継続取組
令和 11 年度	継続取組

3 検討状況

平成 27 年度	医療機能のあり方や方向性等を検討し、新病院の建物・設備等を整備するための基本構想を平成 27 年度末に策定した。
平成 28 年度	年度当初より近年建て替えをした病院の視察等による情報収集を行い、9 月に基本計画策定支援業者を決定し基本計画の策定に向けた取組を進めた。また、施設の配置の検討及び各部門のヒアリングを行い部門計画等の検討を進めた。
平成 29 年度	平成 28 年度に引き続き、病院内の WG での意見集約や策定会議での検討、庁内関係部局との協議、地元協議（説明会等）等を行い、基本計画を策定した。
平成 30 年度	<p>平成 30 年 3 月に策定した「新病院建設基本計画」に基づき、「配置計画・周辺整備計画」、「整備手法（発注方式）」、「院内保育施設・医師宿舎の整備」について検討し、以下の方針を決定した。</p> <p>(1) 配置計画・周辺整備計画について、道路や水路等を所管する部署で組織する「病院周辺整備検討プロジェクトチーム」（部長会議 2 回、課長会議 3 回）及び地元（大富地区）で組織する「新病院建設地区協議会」（計 3 回）で検討を行い、新病院は現病院西側の職員駐車場に建設することを決定した。</p> <p>(2) 整備手法（発注方式）について、院内経営会議（計 2 回）、新病院整備検討会議（計 1 回）及び同検討会議幹事会（計 2 回）で検討を行い、従来方式（設計施工分離方式）とすることを決定した。</p> <p>(3) 院内保育施設・医師宿舎の整備について、院内臨時経営会議（計 3 回）、新病院整備検討会議（計 2 回）及び同検討会議幹事会（計 2 回）で検討を行い、院内保育施設は第 9 駐車場西側エリアを建設地とし、従来方式（設計施工分離方式）により整備すること、医師住宅は第 2・第 3 駐車場エリアを建設地とし、従来方式（設計施工分離方式）により整備することを決定した。</p>

令和元年度	<p>医師宿舎のうち、単身世帯用の宿舎について建設敷地の変更を行ったうえで設計業務委託を発注、契約を締結した。</p> <p>新病院建設基本設計業務委託の受託者を公募型プロポーザル方式により選定し、委託契約を締結した。</p>
令和2年度	<p>(1) 新病院について基本設計を行った。</p> <p>(2) 職員宿舎について基本・実施設計を行った。</p>
令和3年度	<p>(1) 新病院の基本設計の内容について検討を行った。</p> <p>(2) 新職員宿舎の建設工事契約を締結し、工事に着手した。</p>
令和4年度	<p>(1) 新病院の規模、機能等について検討を行った。</p> <p>(2) 新職員宿舎（A棟・B棟）の建設工事を実施した。</p>
令和5年度	<p>(1) 新病院の基本設計の内容について規模、機能等の再検討を行い、基本設計修正業務に着手した。</p> <p>(2) 新職員宿舎の建設工事が完了（A棟：令和5年8月14日・B棟：令和5年6月15日）した。旧職員宿舎解体工事に着手した。</p>
令和6年度	<p>(1) 新病院の基本設計の見直し及び修正を令和6年11月末に完了したが、近年の急激な物価高騰や建設業の働き方改革に伴う工期の増加などにより概算工事費が増大したため、再度見直しを実施することとした。</p> <p>(2) 新職員宿舎 旧職員宿舎（旧祢宜島宿舎、旧道原宿舎）の解体が完了した。</p>
令和7年度	<p>令和6年度にまとめた新病院の修正基本設計について規模、機能等の再検討を行い、基本設計の再修正業務に着手した。</p>

4 新職員宿舎の再編の終了（令和6年度）

旧職員宿舎（旧祢宜島宿舎、旧道原宿舎）の解体完了に伴い、再編の終了とする。

③ 図書館の基本方針（機能改善）

1 取組内容

設置目的、施設の特徴、地域性を考慮しながら、図書館の基本方針を定め、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	継続取組
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

平成27年度	図書館の役割や焼津図書館及び大井川図書館2館の特徴・機能を確認した。 また、配置や規模について、あらゆる地域に図書館サービスが均等に行き渡り、どのように市民の多様化するニーズに対応するかを検討した。 更に、焼津市立図書館協議会（2回開催）において、委員からの図書館の役割や機能分担についての意見を参考とし、基本方針（案）を作成した。
平成28年度	図書館の役割や焼津図書館及び大井川図書館の特徴・機能を確認するとともに、図書館の規模や配置について、図書館サービスを市内全域に行き渡らせ、市民の多様化するニーズにどのように対応していくべきかを検討した。 また、図書館の運営に関する基本理念等を定めた「焼津市立図書館運営基本方針」を策定し、それを踏まえたうえで、両図書館の特徴や地域性等を分析した。

4 再編方針（平成28年度策定）

当面は2つの図書館で機能（役割）を分担しながら、公民館図書室や学校図書室等との連携を進め、図書館サービスの充実を図る。

また、焼津市立図書館運営基本方針（平成28年度策定）に掲げる基本理念「生涯学び、人と地域が育つ、つなげる図書館」を実現するため、図書館に必要となる11機能※1の充実、連携を図るとともに、市民の利便性の向上を図るため、駅前空き店舗の活用やコンビニ、大学、商業施設等と連携した貸出、返却システムの構築を目指す。

なお、将来的には、2つの図書館で分担している機能（役割）の集約や図書館機能としての「子育てサービス」、「健康・医療サービス」の充実など、図書館サービスのさらなる充実を目指し、検討を進める。

（※1 図書館に必要となる11機能）①資料収集・保存・提供機能、②読書活動推進機能、③生涯学習支援機能、④子育て支援機能、⑤健康・医療支援機能、⑥仕事・産業支援機能、⑦行政・議会支援機能、⑧障害者・高齢者支援機能、⑨情報拠点機能、⑩学校幼稚園連携機能、⑪図書館間連携機能

⑤ 地区集会所の再編方針

総務部 総務課

1 取組内容

総務課が所管する地区集会所の安全性、快適性を確保したうえで、地元との十分な協議を踏まえた運営形態の見直し検討を進め、地区集会所の再編に関する方針を策定し、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	継続取組
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

平成27年度	平成27年6月に行った公共施設実態調査の際、各施設の使用責任者に対し、公共施設マネジメントによる個別再編プランに係る説明を実施した。本年度耐震補強工事を行っているさつき会館は、整備後の施設を地元譲渡することについて地元側の内諾を得ている。
平成28年度	耐震対策を第一として、さつき会館及び大島体育館の改修工事を行った（大島体育館は平成29年3月まで工事）。また、平成27年6月に行った公共施設実態調査の際、各施設の使用責任者に対し、公共施設マネジメントによる個別再編プランに係る説明を実施し、意向等状況を確認した。
平成29年度	地元町内会の役員と協議を行い、譲渡及び町内会の法人化の必要性について、理解が得られた。また、平成30年度の役員において、町内会法人化の準備が進められることとなった。
平成30年度	譲渡予定先である町内会と認可地縁団体の設置及び譲渡に向けたスケジュール及び手続きの協議を行った。 なお、町内会においては、認可地縁団体設置に向けた規約案、会員名簿等の作成の準備を進めている。
令和元年度	さつき会館の譲渡先である地元町内会の法人化（地方自治法第260条の2の規定に基づく地縁団体）が4月18日に認可された。 令和元年11月市議会定例会に、さつき会館の地元町内会への無償譲渡に関する議案及び焼津市地区集会所条例の改正議案を提出し、可決された。 譲渡に必要な建物表示登記・保存登記の完了後に地元町内会と無償譲渡契約を締結し、令和2年4月1日付で所有権移転登記を行った。
令和2年度	宮島会館、利右衛門地区集落センターの譲渡については、今後の維持管理に課題があることから、譲渡は困難な状況である

令和3年度	大島体育館・保福島体育館を除く10施設について、地元への意向調査を行った。
令和4年度	地元意向調査の結果を踏まえ、再編方針について協議・検討を行い、再編方針を策定した（第5回公共施設マネジメント対策本部及び行政経営会議にて承認）。
令和5年度	再編方針を踏まえ、宮島会館、利右衛門地区集落センターについて、施設の耐用性や利便性を確保するための方法を検討し、地元協議を行った。
令和6年度	引き続き、宮島会館、利右衛門地区集落センターについて、施設の耐用性や利便性を確保するための方法を検討し、地元協議を行った。
令和7年度	宮島会館、利右衛門地区集落センターについて、施設の耐用性や利便性を確保するための方法を検討し、将来的な地元譲渡に向けての地元協議を行った。 高新田第4地区学習等共用施設について、施設の利用継続・廃止についての地元協議を行った。

4 再編方針（平成28年度策定）

地区集会所については、本来、地元（町内会等）が建設、維持管理等を行い、所有するものであるが、過去、国の補助事業や寄付等により市が所有するものが存在している。このため、地元への移管を進めることが望ましい。

平成28年度までに実施した市が所有する地区集会所を各地域へ移管することに関する意向調査結果を踏まえ、平成27年度に耐震対策を行った「さつき会館」については平成30年度の地元譲渡を進める。

また、譲渡の可能性がある「宮島会館」「利右衛門地区集落センター」については、施設の安全性等を確保したうえで、地元との十分な協議を踏まえ、平成30年度を目途に地元譲渡を進める。

その他の施設については、施設の安全性、快適性を確保したうえで、地元との十分な協議を踏まえながら所有形態の見直しを行う。

5 再編方針（令和4年度策定）

地区集会所については、本来、地元（町内会等）が建設、維持管理等を行い、所有するものであるが、過去、国の補助事業や寄附等により市が所有するものが存在している。このため、地元への移管を進めることが望ましい。

地元譲渡（所有権移転）の前提条件として、不動産登記が可能な認可地縁団体への移行を促進していく。

令和3年度までに実施した市が所有する地区集会所（大島体育館・保福島体育館を除く）を各地域へ移管することに関する意向調査結果を踏まえ、「宮島会館」「利右衛門地区集落センター」については、施設の安全性等を確保したうえで、地元との十分な協議を踏まえ、地元譲渡を進めていく。

その他の施設については、所有形態の見直し及び施設の統廃合の可能性について、地元と継続的に協議していく。

⑥ 学校給食センターの再編方針

1 取組内容

学校給食センターの再編に関する方針を定め、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	継続取組（事業用地の選定）
令和8年度	継続取組（事業用地の選定）、候補地の絞り込み
令和9年度	継続取組（事業用地の選定）、候補地の絞り込み
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

平成27年度	学校給食センターの今後のあり方（配置、整備手法等）を平成25年度から平成27年度にかけて検討した。この検討結果を踏まえ、平成28年度に学校給食施設再編に関する方針を策定する。
平成28年度	学校給食センターが抱える3つの課題（①老朽化対策、②リスク分散、③配膳時間）を解決するため、市民、関係団体等で構成する「学校給食検討委員会」を設置し、将来の学校給食のあり方（配置、整備手法等）について検討を行った。
平成29年度	市民、関係団体等で構成する「学校給食検討委員会」（平成27年度設置）において、今後の学校給食センターのあり方について検討を行い、施設の老朽化・リスク分散や喫食時間等の課題を解決するため、新たな施設を複数箇所に整備することが望ましいとの意見が出された。これを受け、庁内での情報共有及び実現可能な計画とするため、関係部局による協議を始めた。
平成30年度	<p>施策調整会議を計3回開催し、現学校給食センターの現状と課題を踏まえ、今後の学校給食のあり方を以下のとおり整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全な設備・機能や魅力的な学校給食の提供、食育の推進、学校給食の安定的な提供を再整備に向けた基本方針とする。 ● 給食提供の対象範囲は原則として全員が同じ昼食を取る「全員喫食」とする。 ● 提供方法は適温での提供が可能な「食缶方式」とする。 ● 調理方式は共同調理場方式（センター方式）とする。 ● 再整備の方向性は、現施設の大規模改修と新たな施設整備の組み合わせによる再整備を基本とし、引き続き検討することとした。
令和元年度	昨年度までの検討を踏まえ、今年度を実施した現施設の構造躯体コンクリートの圧縮強度試験及び中性化試験の結果等を基に、また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省作成）等を参考にして、「現施設の当面の

	使用」、「現施設の長寿命化」及び「新施設の整備」について検討し、再編方針案を取りまとめ、第4回対策本部（2/19）において同案は承認された。
令和2年度	市有地で遊休地と考えられる用地の所管課等に、現在の状況及び今後の考え方について聴き取り調査を実施した。また、商工課で実施している「焼津市企業誘致推進計画策定業務」による遊休地の調査結果を活用し、令和3年度にさらに検討することとした。
令和3年度	新学校給食センターの整備候補地及び事業手法について、調査・研究を行った。
令和4年度	新学校給食センターの整備候補地及び事業手法について、調査・研究を行った。また、他の自治体における先進事例の情報収集を行った。
令和5年度	引き続き、新学校給食センターの整備候補地及び事業手法について、調査・研究を行った。また、他の自治体の先進事例の情報収集を行った。
令和6年度	継続取組
令和7年度	継続取組

4 再編方針（令和2年2月策定）

(1) 新施設の整備

現施設は当面の使用が可能であるが、将来に備えて、新しい施設整備を検討していく必要がある。

① 調理方式

学校給食の調理方式である「共同調理場方式（センター方式）」、「単独調理場方式（自校方式）」、「デリバリー方式（外部委託）」の3つを比較した。共同調理場方式（センター方式）は、食材の安全確認や管理の一元化、職員の人事管理や衛生管理の一元化など、運営において効率化が図れ、単独調理場方式より、建設費のコスト抑制や衛生面の徹底がより図れる。これまで蓄積してきた知識、経験を活かせる現在の方式と同じ「共同調理場方式（センター方式）」とする。

② 整備する施設の規模及び施設数

施設規模は、将来の児童生徒数の減少を踏まえ、10,000食規模の学校給食センターに再編する。

施設数は、リスク分散による被害の軽減及び将来の提供食数の減少を総合的に勘案した結果、現在地を活用したうえでの複数箇所での整備する。

③ 用地の確保

現在地のみでの建て替えは難しく、現在地を活用する場合で新施設を1箇所または2箇所での整備するパターン等、いずれの場合も新たな一定規模の敷地を必要とする。基本的には「工業地域」、「準工業地域」及び「工業専用地域」において整備することとなり、建設場所が限定されるため、用地取得は容易ではない。市有地に適当な場所が確保できない場合は私有地の購入も視野に検討していく。

④ 事業費及び事業手法

いずれのパターンにおいても多額の事業費を要するため、今後、市の財政負担への影響を踏まえ、PFIによる移設建替えなど複数の整備・運営手法を比較検討し、事業費及び維持管理費

の軽減を図る。

(2) 現施設の継続使用

現施設は新耐震基準で建設されており、現況調査の結果、躯体に問題がないことから、定期的な点検や修繕を行い、建物・設備の機能・性能を維持していく改修を行ったうえで、日々の衛生管理の徹底や今まで得た衛生管理の知見等により、新施設が供用開始されるまでの間、現施設を継続使用して学校給食を提供していく。

(3) 現施設の長寿命化

現施設を長寿命化する場合、改修には多額の費用がかかり、建て替えと比較しても費用的にメリットは少ない。また、改修工事は長期間となり、その間給食を停止しなければならず、運用面でも大きな課題がある。したがって、長寿命化は行わない。

(4) 整備目標

新施設の複数箇所整備には、基本計画、整備手法の決定、施設整備（設計・施工）などの多くの過程を経るため、事業用地決定後、7年から10年程度を要すると見込まれる。

そのため、現施設の長期使用可能なことを踏まえ、事業用地取得の困難性や不測の事態も想定し、15年以内を目途に整備することとする。

(2) 建物・機能の統合・集約等に関する行動計画

⑱ 新庁舎建設に伴うアトレ庁舎・大井川庁舎の再編方針

総務部 公有財産課

生きがい・交流部 スマイルライフ推進課

1 取組内容

新庁舎建設に伴い、大規模な空きスペースが生じることとなるアトレ庁舎・大井川庁舎の再編方針を策定し、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	(施設整備) 大井川庁舎改修工事 (スマイルライフ推進センター) 関係各課等の協議
令和8年度	(施設整備) 継続取組 (スマイルライフ推進センター) オープン式典の開催等

3 検討状況

平成30年度	「アトレ庁舎・大井川庁舎の利活用調査」(11月実施)を各部局長宛に行い、各庁舎に設置を要望する機能等について整理した。 総務部(資産経営課、新庁舎建設課)、総合政策部(政策企画課)、関係部課で構成する検討会議を計4回開催し、上記の利活用調査の結果や各部局ヒアリング等を踏まえ、アトレ庁舎に配置する機能の配置案を整理した。
令和元年度	検討会議でアトレ庁舎・大井川庁舎の「利活用方針素案」(以下、素案)を取りまとめ、素案は、第2回対策本部(7/18)において承認された。 素案における配置予定機能等の担当課長・係長等で構成する配置計画検討部会でアトレ庁舎の「配置計画素案(ゾーニング案)」を取りまとめ、検討会議でアトレ庁舎の「利活用方針案」を取りまとめた。 利活用方針の策定は、アトレ庁舎・大井川庁舎に配置されている部局の新庁舎への移転時期及び大井川庁舎への配置予定機能である健康ゾーン構想拠点施設の方向性が明確となる令和2年度とすることが、第4回対策本部(2/19)において承認された。
令和2年度	行政経営会議(1/15)においてアトレ庁舎・大井川庁舎の利活用方針が承認され、議員全員協議会(1/21)に「アトレ庁舎・大井川庁舎の利活用について」の議題を提出し、説明を行った。
令和3年度	(1) アトレ庁舎改修工事実施設計業務委託契約を締結し、受託業者と実施設計に伴う調整を行った。 (2) 大井川庁舎改修工事実施設計業務委託契約を締結し、受託業者と1階部分改修工事に係る実施設計に伴う調整を行った。
令和4年度	(1) アトレ庁舎改修工事を実施し、ふれあいギャラリーを除く2階部分の供用を開始(令和5年1月4日)した。 (2) 大井川庁舎(1階一部)改修工事を実施し、供用を開始(令和4年12月16日)した。

	(3) 大井川保健相談センター改修工事实施設設計業務委託契約を締結し、実施設計を行った。
令和5年度	(1) アトレ庁舎の1階部分の改修工事を行い、全体供用を開始（令和5年8月14日）した。 (2) 大井川保健相談センターに大井川商工業研修センターの機能を移転する改修工事を行い、供用開始（令和5年12月26日）した。 (3) 旧大井川商工業研修センター及び大井川庁舎2階に教育センターを再配置するための改修工事に係る実施設計に着手した。
令和6年度	(1) 旧大井川商工業研修センター及び大井川庁舎2階に教育センターを再配置するための改修工事を行い、供用開始（令和7年3月13日）した。 (2) 大井川庁舎内にスマイルライフ推進センターを配置するための改修工事に係る実施設計を行った。
令和7年度	1 施設整備 大井川庁舎内にスマイルライフ推進センターを配置するための改修工事に着手した。さらに、大井川庁舎の外構工事として、庁舎前広場の改修工事に係る実施設計を行った。 2 スマイルライフ推進センター (1) センター内施設の利活用や運用についての関係各課協議 (2) デジタル機器等の環境整備 (3) 1階フロア（市民サロン）の備品類整備

4 アトレ庁舎・大井川庁舎の利活用方針（令和2年度策定）

【アトレ庁舎の利活用方針】

アトレ庁舎に保健センター機能を移転し、こども相談機能や子育て支援機能等との連携を図ることでさらなる健康づくり政策の充実を図るとともに、老朽化した設備等の更新を行うため、アトレ庁舎のリノベーションを行う。

【大井川庁舎の利活用方針】

大井川庁舎及び大井川保健相談センター、大井川商工業研修センターの機能の再配置に合わせ、健康・教育機能の拠点を配置するとともに、同時期に建設された3施設について、老朽化対策と機能性の向上を図るため、計画的にリノベーションを行う。

5 アトレ庁舎の再編の完了（令和5年度）

アトレ庁舎の1階部分の改修工事が完了し全体供用の開始（令和5年8月14日）に伴い、再編の終了とする。

⑱ 公立幼稚園の再編方針【重点プラン】

こども未来部 保育・幼稚園課

1 取組内容

令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」等により、公立幼稚園の園児数が大幅に減少することが予測されることから、今後の公立幼稚園のあり方（果たす役割・課題）等に基づき、「公立幼稚園の再編方針」を策定し、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	静浜幼稚園下藤分園と静浜幼稚園の統合の推進 公立の幼児教育・保育の提供のあり方による再編等の協議
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

令和元年度	「今後の公立幼稚園のあり方（果たす役割・課題）」、「公立幼稚園の再編の基本的な考え方」及び「公立幼稚園（東益津幼稚園）の再編方針」を取りまとめた。
令和2年度	(1) 東益津地区の未就学児数の推移及び未就学児の通園先を調査した。 (2) 移管先法人を選定するに先立ち、私立幼稚園協会及び市内保育所へ現状等の説明を行った。
令和3年度	(1) 東益津幼稚園について、地元関係者及び庁内関係部局との調整を経て、9月議会にて廃止条例議案が可決された。 (2) 庁内関係部局、地元関係者と跡地利活用についての協議を行った。
令和4年度	(1) 旧東益津幼稚園の利活用方針について、地元社会福祉法人との協議を進めたが、利活用の決定には至らなかった。これに伴い、改めて地元関係者及び庁内関係部局と調整・協議を行い、利活用方針を検討した。 (2) 幼稚園及び保育園の現状の整理や、民営化を実施した先進自治体の調査を行い、今後の再編等を含めた、あり方の方針を検討した。
令和5年度	(1) 旧東益津幼稚園の利活用方針について、市内社会福祉法人との協議を行った。また、庁内関係部局から提出された庁内利活用についての複数の提案について協議、検討を行った。 (2) 昨年度に検討した「公立の幼児教育・保育の提供のあり方」に基づき、調査、協議を行った。また、「焼津市こども計画」の策定に伴うニーズ調査を行い、保護者の利用意向を確認した。
令和6年度	(1) 旧東益津幼稚園の庁内利活用の推進について、教育支援センター（チャレンジ教室）として利活用する方針が、第1回公共施設マネジメント検討委員会・対策本部、行政経営会議にて承認された。

	(2) 公立幼稚園の次年度入所申し込み状況、令和5年度に未就学児の保護者を対象に実施したニーズ調査などを踏まえ、協議を行った。
令和7年度	(1) 静浜幼稚園下藤分園について、現在の在園児が卒園する令和10年3月末迄に静浜幼稚園と統合し、統合先の静浜幼稚園の改修による環境改善に取り組むとする方針を決定した。この方針について、保護者及び地元説明会を開催し了承を得た。 (2) 公立幼稚園の次年度入所申し込み状況を把握し、公立幼稚園6園のPTA会長との意見交換を通じて取得した公立幼稚園への要望を踏まえた、再編等の検討に着手した。

4 今後の公立幼稚園のあり方（果たす役割・課題）

- ① 私立幼稚園が無い地域における教育の提供
- ② 公の立場や豊富な経験を活かした教育・保育理念や実践の継承
- ③ 教育・保育のセーフティネット

5 公立幼稚園の再編の基本的な考え方

「園児数の減少により一定規模の集団による幼児教育・保育を提供できない状態が数年以上継続し、以後も園児数の増加が見込めない施設」については、同地域又は周辺地域の施設の状況を踏まえ、一定規模の集団による質の高い幼児教育・保育を提供するため、再編を進めるものとする。

6 東益津幼稚園について

(1) 再編方針（令和元年度策定）

公立幼稚園の再編の基本的な考え方に基づき、東益津幼稚園については、民営化の協議を進めるものとする。

(2) 東益津幼稚園の再編方針（令和3年度策定）

東益津幼稚園については、少子化が進行する中で民間運営も厳しい状況にあり、当地区での民営化協議を進めることが困難との結論に至ったため、廃園とする方針を決定した。

(3) 旧東益津幼稚園の再編方針（令和5年度策定）

旧東益津幼稚園の利活用に当たっては、民間による利活用と庁内での利活用について並行して検討を進めてきた。民間利活用については、地元の意向との調整や都市計画法の規制などもあり、良い答えが見いだせない状況にある。

したがって、今後は複数の提案があった庁内利活用について、優先的に協議を進めることとする。

なお、庁内利活用の事業選定に当たっては、提案のあった3件を対象に総務部とこども未来部においてヒアリングを実施し、提案内容の詳細を確認の上、必要性などを整理した後、早期に本部会議において協議する。

(4) 旧東益津幼稚園の再編の完了（令和6年度）

庁内利活用に係る事業選定を実施し、教育支援センター（チャレンジ教室）とする方針を決定したことに伴い、再編の完了とする。

7 静浜幼稚園下藤分園及び静浜幼稚園について

再編方針（令和7年度策定）

「公立幼稚園の再編の基本的な考え方」より、静浜幼稚園下藤分園について、現在の在園児が卒園する令和10年3月末迄に静浜幼稚園と統合し、統合先の静浜幼稚園については、改修による環境改善に取り組むとする方針を決定した。

※その後、転園の申し出により令和8年度から静浜幼稚園下藤分園の園児が不在になることとなった。

(2) 建物・機能の統合・集約等に関する行動計画

⑳ プール施設のあり方に関する方針

(総括) 生きがい・交流部 スポーツ課

1 取組内容

市営プール（水夢館・青峯プール）は、近年、施設の著しい劣化により、修繕・工事費用が嵩むとともに、利用者の安全確保及びサービス低下の防止が課題となっていることから、プール施設のあり方に関する方針を策定し、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	あり方に関する方針の検討
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

令和3年度	市営プール（水夢館・青峯プール）は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層において需要が高い施設であるが、近年、著しい劣化により、修繕・工事費用が嵩むとともに、利用者の安全確保及びサービス低下の防止が課題となっていることから、プール施設のあり方の検討を開始する。
令和4年度	(1) 市営プール（水夢館・青峯プール）の施設の現状を確認するとともに、今後、必要となる修繕等の整理を行った。 (2) 学校の水泳授業のあり方をプロジェクトチームにて検討しているため、この内容をプール施設のあり方に関する方針に反映させることとした。
令和5年度	(1) 教育委員会において、自校プール以外を利用した水泳授業の試行を行い、結果を検証した。 (2) プール施設のあり方を検討するにあたり、水泳授業のあり方の方向性とすり合わせをすることとした。
令和6年度	(1) 「プール施設のあり方に関する方針(案)」について検討した。 (2) 教育委員会からの「水泳授業の在り方」の検討結果より、水夢館での水泳授業について利用拡大の方向性が確認されたため、その対応について検討することとした。
令和7年度	(1) 教育委員会と水泳授業における市営プール利用について意見交換（情報共有）を実施した。 (2) プール施設のあり方の基本構想策定に向けた方向性を整理した。

⑫ 旧放課後等デイサービス施設（くれよん）の再編方針 ※再編の終了

健康福祉部 障害福祉課

1 取組内容

放課後等デイサービスの機能を廃止した旧放課後等デイサービス施設（くれよん）の再編方針を策定し、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	旧放課後等デイサービス施設の利活用方針の決定
-------	------------------------

3 検討状況

令和5年度	令和6年3月8日をもって、放課後等デイサービス施設（くれよん）を閉所する申し入れがあったため、今後の施設の利活用方針の検討を開始する。
令和6年度	施設の庁内利活用に関する調査を実施し、提案部局との協議・検討を行った。利活用の決定には至らなかったため、今後、庁外利活用も含め検討を行うこととした。
令和7年度	庁内関係課にて協議し、実施した施設の劣化度調査の結果を地元関係者に伝え、地元の声を踏まえ、施設を取り壊すこととする方針を決定した。

4 再編方針（令和7年度策定）

本施設は、現在、築40年が経過し、基礎や軒天などに経年劣化によるコンクリートの剥がれや歪みが生じており、建物を安全に利用するのが難しい状況であるため、施設を取り壊すこととする。

5 再編の完了（令和7年度）

再編方針の策定に伴い、再編の終了とする。

⑳ 港地域交流センターの再編方針【重点プラン】

生きがい・交流部 スマイルライフ推進課

1 取組内容

指定避難所となる地域交流センターとしての更なる機能性及び利便性の向上を図るため、隣接する港小学校との複合化等も踏まえた基本構想を策定し、この構想に基づき取組を推進する。

2 年次別計画

令和7年度	基本構想・基本計画策定
令和8年度	基本設計
令和9年度	実施設計
令和10年度	建設工事着手
令和11年度	建設工事完成（外構工事及び旧施設解体を除く）

3 検討状況

令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・第3回公共施設マネジメント検討委員会・対策本部、行政経営会議を経て、再編が決定された。・機能調査にて、施設や設備の確認、バリアフリー対応の点検等を行い、課題等を整理した。・港公民館建替え検討委員会、地元自治会役員及び庁内関係部局との情報共有・調整等を行った。・地域住民（港小学校児童、港中学校生徒、子育て中の保護者及び交流センター利用者）へのアンケート調査を実施した。・港公民館建替え検討委員会や自治会関係者でワークショップを実施した。
令和7年度	基本構想・基本計画より、再編方針を策定した。

4 再編方針（令和7年度策定）

基本構想・基本計画より、施設の建設方針を、『誰もが気軽に立ち寄れる施設』、『親しみやすくほっとする施設』、『体験し学び合える施設』とし、ロビーなどのフリースペースに加え、会議室の未利用時間帯の常時開放などを行う。また、「交流の場の整備」と「施設の共同利用」を複合化の考え方とし、港地域交流センターと港小学校を一体利用する。具体的には、地域・センター・学校共通の交流スペースとするひろば等の設置により地域交流を促進していくとともに、センターへ設置する自習室等や港小学校の体育館、特別教室（図工室や家庭科室等）等の施設の共同利用を行う。

(3) 維持管理・運営に関する行動計画

⑤ 体育施設の管理運営方針

生きがい・交流部 スポーツ課

1 取組内容

体育施設（体育館・陸上競技場・テニス場・野球場）における管理運営に関する方針を定め、この方針に基づき取組みを推進する。

2 年次別計画

令和7年度	（新焼津体育館の管理運営プロジェクトチームで検討）
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

平成27年度	近隣市における指定管理者制度の調査を進めている。なお、所有者（国・県）との協議により、占用地（国有地、県有地）においては指定管理者制度の導入不可であるとのこと。
平成28年度	業務委託をしている焼津市体育協会と調査・研究を行っている。意見交換会を1回実施した。体育協会加入者及び施設利用者数の推移をまとめた。さらに、委託している業務内容について整理し、さらに追加できる項目があるか検討を行った。
平成29年度	県内23市の体育施設における指定管理者制度導入状況調査を行った。調査の結果、体育館14市（51施設）、プール12市（18施設）、総合公園・陸上競技場14市（63施設）、テニス場9市（12施設）、野球場3市（3施設）で指定管理者が導入されていること、指定管理者は、①市体育協会、②体育協会と民間事業者との共同事業体、③民間事業者に分類されることが確認できた。 今後、他自治体の導入の成果等の詳細を確認するとともに、焼津市で指定管理者制度を導入することに伴う効果や課題等を整理する。
平成30年度	体育施設における指定管理者導入調査結果（総務省）や導入自治体の実績を踏まえ、指定管理者に求められる条件について以下のとおり整理した。今後、焼津市スポーツ推進計画に掲げる基本理念「誰もがスポーツに親しみ、楽しむ活力に満ちたまちYAIZU」の実現に向け、体育施設の効率的かつ効果的な管理運営方法をさらに検討する。 （指定管理者に求められる条件） <ul style="list-style-type: none">● 市民のスポーツ活動を支援・促進するような運営ができること● 運営面における地域との協働やスポーツ関係団体との連携が図れること● 施設非利用者への利用促進を図れること● 経営的に安定している企業や団体であること

	<ul style="list-style-type: none"> ● 独自のノウハウを持ち費用対効果を最大限に発揮できること
令和元年度	<p>近隣市の導入状況について、詳細な聴き取り調査を行うとともに、体育協会の考え方や意向について聴き取り調査を行ったが、指定管理者制度の導入対象施設の選別の考え方、導入対象施設を単一の指定管理とするのか複数の指定管理とするのか、市のスポーツ振興を支えている体育協会をどのように活用していくのかなど、引き続き具体的な協議、検討を行う必要があるため、導入方針の策定は令和3年度とすることが、第4回対策本部（2/19）において承認された。</p>
令和2年度	<p>焼津体育館の再編における管理運営手法も合わせて検討することとし、焼津体育館も含めた市内全体育施設の指定管理に関する課題等について体育協会と協議し、現状における次の課題等を共有した。</p> <p>(1) 体育協会では、組織体制強化や財政面での基盤づくりが必要となる。</p> <p>(2) 市では、指定管理者制度を導入する範囲（施設）を再考する必要がある。</p> <p>(3) (2)に伴い、体育協会の組織強化の規模・方法等、可能性も含めて再検討する必要がある。</p> <p>(4) 自主事業の内容及び収支の状況を見極める必要がある。</p>
令和3年度	<p>指定管理者制度の導入における、対象施設の範囲、スポーツ協会の活用及び指定管理者の選定方法について検討を行った。</p>
令和4年度	<p>スポーツ施設の管理運営における現状と課題の整理を行った。なお、スポーツ協会の活用を含め、指定管理の対象とする施設に合わせた最適な管理手法を見極める必要がある。</p>
令和5年度	<p>新焼津体育館の管理運営手法について指定管理者制度を導入することとした。（新焼津体育館の管理運営プロジェクトチームで検討）</p>
令和6年度	<p>焼津体育館再整備事業の事業計画を確認し、指定管理者制度導入までのスケジュールを検討した。（新焼津体育館の管理運営プロジェクトチームで検討）</p>
令和7年度	<p>引き続き、指定管理者制度導入までのスケジュールについて、検討を重ねた。指定管理者制度導入に向けた先進事例の調査・研究を行った。（新焼津体育館の管理運営プロジェクトチームで検討）</p>

(3) 維持管理・運営に関する行動計画

⑪ 施設全体の維持管理・運営形態の見直し

(総括) 総務部 公有財産課

1 取組内容

施設の管理委託・契約状況等を精査し、一括契約等によるコスト縮減・効率化に関する適正化を推進する。

2 年次別計画

令和7年度	継続取組
令和8年度	継続取組
令和9年度	継続取組
令和10年度	継続取組
令和11年度	継続取組

3 検討状況

平成28年度	志太3市（焼津市、島田市、藤枝市）で志太3市プラットフォーム勉強会を3回行い、広域的に利用されている施設（文化会館、体育館）の3市での相互利用促進に向けた検討を行った。
平成29年度	平成29年4月1日から平成30年9月30日まで、41施設で新電力を導入する（約5,400万円/18か月の削減効果見込）。また、7月に「公共施設マネジメントにおけるPPP（公民連携）手法導入の優先的検討ガイドライン（施設建設費が概ね5億円、単年度の維持管理経費が概ね5,000万円以上の公共施設整備の場合は、PPP手法の導入を優先的に検討する仕組み）を策定した。
平成30年度	人事・企画・財政の部課長会議、関係施設所管課長会議を開催し、維持保全体制の方策や導入効果等の検討を行った。
令和元年度	施設所管課の協力を得て、「建物の維持管理業務に係る委託契約」、「各施設の管理担当職種別職員数」、「各施設の過去3年間の修繕実績」などについて整理するとともに、他市の事例等を参考に、「対象施設や業務の範囲」などについて検討を行った。引き続き、課題整理及び検討を行うことが、第4回対策本部（2/19）において承認された。
令和2年度	新庁舎での中央監視室を中心とした設備の一括委託による集中管理業務を導入することとし、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った。
令和3年度	令和3年9月1日より、新庁舎において、様々な設備等の監視・運転を行う中央監視業務のほか、保守点検や警備、清掃等の管理業務を一括して委託する集中管理方式による運用を開始した。
令和4年度	本庁舎集中管理業務について、委託業者と毎月1回の定例会を実施し、運用状況の検証を行った。
令和5年度	本庁舎集中管理業務について、委託業者と業務内容の調整等を行った。

令和6年度	本庁舎集中管理業務について、委託業者と業務内容の調整等を行った。 個別業務について、委託業者の選定（更新）を行った。
令和7年度	本庁舎集中管理業務について、委託業者と業務内容の調整等を行った。 個別業務について、集中管理業務への集約に向けた検討を行った。

焼津市行政経営部政策企画課（本庁舎 4 階）

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

電話：054-626-2141